

地域計画の現状を踏まえた今後の対応について

1 要旨・目的

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下、「基盤法」という。）に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）の令和7年度末時点の見直し状況及び今後の対応について報告する。

2 現状・背景

基盤法に基づく基本構想を策定した20市町の全ての対象地域において、令和6年度末時点で計199の地域計画が策定され、約67%の農地において将来の耕作者が確保できていない現状が浮き彫りとなった。

3 概要

(1) 地域計画の区域設定状況

地域計画数及び区域設定は次のとおり。（令和7年度中の変更はなし）

区域設定の考え方	市町（地域計画数）
市町全域	江田島市（1）、熊野町（1）、大崎上島町（1）
旧市町村等の広域	広島市（6）、呉市（5）、尾道市（5）、福山市（6）、府中市（2）、廿日市市（9）、安芸高田市（6）、北広島町（4）、神石高原町（8）
大字単位等複数の集落を含む区域	竹原市（9）、三原市（19）、三次市（33）、庄原市（22）、東広島市（36）、安芸太田町（10）、世羅町（13）
まとまった農地がある地域とそれ以外の地域	大竹市（3）

※府中町、海田町及び坂町は基盤法に基づく基本構想を策定していないため地域計画の策定を要しない。

(2) 地域計画の見直し状況

令和7年度は、多くの市町において担い手等への農地集積の状況や、農地転用等による農地面積の変動を地域計画に反映する形での見直しに留まっている。

農地所有者等の農地利用に係る意向調査結果を活用して地域での話し合いを継続した結果、新たな担い手の確保につながった地域もあるが、多くの地域では、話し合いを進めるための人材等の不足により、農地利用の将来像を描くまでには至らない状況となっている。

(3) 農業を担う者の経営面積

地域計画に位置付けられた農業を担う者の目標年度（令和12年度）における経営面積の合計は21,224ha（令和7年度末時点の速報値）で、地域計画区域内の農地面積の33.5%となっており、令和6年度末時点の33.3%から0.2%増加している。

市町別にみると、三原市、大竹市、廿日市市、世羅町及び神石高原町で1%以上増加しており、担い手への農地集積に加え、地域内の農業者を新たに「農業を担う者」に位置付ける動きが始まっている。

また、地域計画区域内の農地面積に占める農業を担う者の経営面積の割合が高い市町は、庄原市（67.0%）、三次市（53.7%）、世羅町（52.7%）及び東広島市（42.0%）となっている。

4 今後の対応

(1) 地域農業将来ビジョン構築支援事業の実施

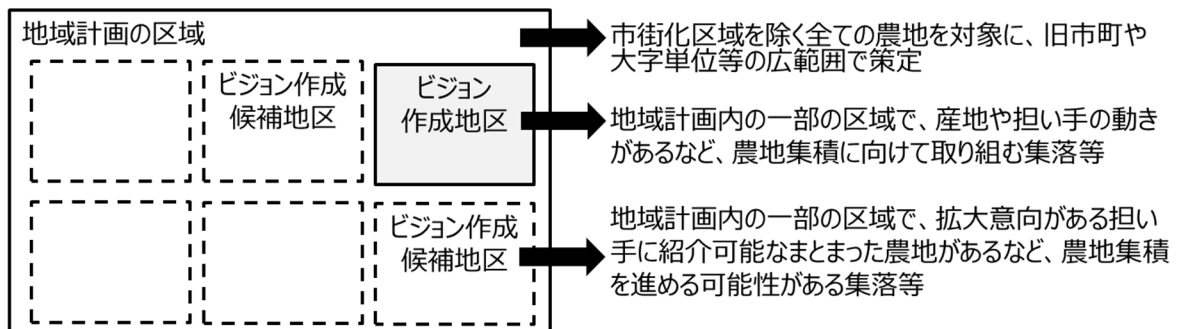
令和8年度は、地域計画の実行と見直しを効果的かつ効率的に進めるため、話し合いの単位となる数集落程度の区域において、地域農業将来ビジョン（以下「ビジョン」という。）の作成と実行を支援することにより、将来の耕作者の確保を進め、段階的な地域計画の見直しと持続可能な地域農業の構築を図る。

具体的には、別紙スケジュールのとおり、実施する。

(2) 予算

16,522千円（うち国費5,496千円）

【参考】地域計画とビジョン作成地区の関係



【別紙】スケジュール

事業	項目	No.	実施項目	内容・目的	主な実施主体	R8年度											
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
共通	事前準備	1	地域農業将来ビジョンの作成に向けた意思表示	市町がビジョン作成に取り組む場合、その旨を県に対し意思表示する。	主体：市町 支援：県農林水産事務所（農林事業所） 県農業経営課	← 随時受付 →											
		2	応援人材の登録	地域の多様なニーズに応じた応援人材を、関係機関からの紹介や推薦を含め幅広く登録する。 ※7月以降も随時登録が可能。	主体：県農業経営課	← 3か月程度で登録（7月以降も随時登録可） →											
体制構築事業	事前研修	3	地域での話し合いの推進に関する研修の実施	地域での話し合いを進めるためのアプローチ手法及びファシリテーションスキルの習得（集合研修とグループワーク）	主体：県農業経営課 対象：県、市町、JA、応援人材 等	← 3回程度実施 →											
		4	農地所有者と担い手のマッチング手法に関する研修の実施	意向調査の進め方及びマッチングの先行事例の紹介（集合研修）	主催：県農業経営課、広島県農業会議 対象：県、農業委員会、機構相談員 等	● 開催時期は今後調整											
		5	集落法人間の連携及び経営継承に関する研修の実施	連携や経営継承によって地域農業の維持・発展につなげた先行事例の紹介（集合研修とグループワーク）	主催：県農業経営課、県集落法人連絡協議会 対象：集落法人、市町、JA、県 等	● 開催時期は今後調整											
作成支援事業	ビジョンの作成等	6	ビジョン作成に係る対象地域の選定	ビジョンを作成する地域を市町が関係機関（県、農業委員会、JA等）により構築した推進体制で選定する。	主体：市町 支援：県農林水産事務所（農林事業所） 県農業経営課、県農業技術指導所	← →											
		7	市町の農業振興方針の具体化	県・対象市町職員等を対象に地域での話し合いを円滑に実施するため、市町の農業振興方針を具体化し、ディスカッション資料を作成する。	主体：市町 支援：県農林水産事務所（農林事業所） 県農業経営課、県農業技術指導所	← 具体化に向けた対応期間（目安：3か月程度） →											
		8	県内外の担い手情報（企業経営体の情報を含む）の収集・共有	ビジョン作成に当たって、市町が県内外の担い手情報を把握して地域の担い手候補として農地とのマッチングを行うことができるよう、担い手情報を収集・整理・共有する。	主体：県農業経営課（とりまとめ） 県農林水産事務所（農林事業所） 県農業技術指導所	← 通年で情報収集・共有 →											
		9	地域との話し合いの実施（応援人材の派遣等）	地域での話し合いを実施する。 市町からの要請に応じて応援人材を派遣する。	主体：市町 支援：県農林水産事務所（農林事業所） 県農業技術指導所 県農業経営課、機構相談員	← すでに話し合いを進めている地域 → (市町からの要請に応じて応援人材の派遣を実施地域での話し合いの期間（目安：6か月程度）)											
		10	ビジョンの作成・提出	作成したビジョンを県に提出する。	主体：市町 支援：県農林水産事務所（農林事業所） 県農業経営課、県農業技術指導所	← →											

(注) □は、ビジョン作成に必須の項目